

資料 1 用語の定義

要求水準書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「本施設」とは、本事業の整備対象施設を指す。なお整備対象施設は以下の通り。
 - ① 天明校区施設一体型義務教育学校施設(以下「新校舎」という。)
 - ② 外構(グラウンド、スクールバス停留場、駐車場、駐輪場、中庭、植栽、フェンス、道路状拡幅等)
 - ③ ①～②までに掲げるもののほか、敷地内に設置する工作物
- 2 「前期課程」とは、義務教育学校の修業年限の9年のうち、小学校段階に相当する6年をいう。
- 3 「後期課程」とは、義務教育学校の修業年限の9年のうち、中学校段階に相当する3年をいう。
- 4 「PPA」とは、Power Purchase Agreement(電力購入契約)の略で、本施設の屋根等に、太陽光発電事業を行う事業者が太陽光発電設備を設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を本施設に供給する仕組みをいう。
- 5 「事業予定地」とは、本事業の整備対象施設が立地する敷地をいう。
- 6 「供用開始」とは、本施設の一部又は全部の供用を開始することをいう。
- 7 「利用者」とは、本施設を利用する児童、生徒、職員、保護者、来訪者、従事者等の関係者をいう。
- 8 「法令」とは、法律、政令、省令、条例若しくは規則、又は通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の判決、決定、命令、仲裁判断、その他の公的機関の定める一切の規定、判断、措置等をいう。
- 9 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常、予見可能な範囲外のもの(入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。)などであって、本市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」には含まれない。
- 10 「設計図書」とは、要求水準書に基づき、事業者が作成する基本設計図書、実施設計図書その他の本施設の設計に係る一切の書類をいう。
- 11 「施工計画書」とは、事業者が作成する本施設の建設工事に係る施工手順及び施工方法を記した書類をいう。
- 12 「完成図書」とは、事業者が作成する本施設の竣工に係る一切の書類をいう。